

市街地等における熊出没時の無人航空機を使用した共同対処に関する協定書

名寄市（以下「甲」という。）、株式会社名寄自動車学園（以下「乙」という。）、旭川方面名寄警察署（以下「丙」という。）は、名寄市内の市街地等において熊が出没し、人命に危害が及ぶ可能性が極めて高い場合（以下「市街地等熊出没緊急事態」という。）における無人航空機を使用した共同対処に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市街地等熊出没緊急事態において、乙に属する者による無人航空機を使用した熊の監視等を有効活用して共同対処するために必要な事項を定めるものとする。

（共同対処の内容）

第2条 甲は、市街地等に熊が出没した場合は、市民等からの通報内容や現場の状況を把握した上で丙に報告し情報共有を行う。甲丙が協議を行い市街地等熊出没緊急事態と判断した場合において、乙による無人航空機使用の必要が生じた際には、乙に対して要請を行う。

2 乙は、前項の要請に基づき、次の各号に掲げる内容について、乙の活動に支障のない範囲において協力する。

（1） 無人航空機により熊の監視等を行い、その情報を甲丙に提供する。

（2） 前号に掲げる内容のほか、無人航空機の使用が必要と認められる活動について協力する。

3 甲丙は、乙から無人航空機によって得られた情報を活用し、避難誘導、対象団体への対応、情報発信等を行う。

（要請）

第3条 甲は、市街地等熊出没緊急事態において、前条第1項に掲げる協力の必要が生じた場合、乙に対して無人航空機を使用した共同対処に関する要請書（別記様式第1号。以下「要請書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等で要請することができるものとし、その後、速やかに当該要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、諸般の事情を考慮の上、無人航空機の使用による共同対処の可否を、甲に報告するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定による共同対処を行った場合には、甲に対して無人航空機を使用した共同対処に関する報告書（別記様式第2号）により実施状況等を報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲乙丙は、第2条に掲げる共同対処に要する費用は無償とする。

（連絡責任者）

第6条 甲乙丙は、あらかじめ連絡責任者を定め、平時及び緊急時における連絡先を明らかにするものとする。

（損害の負担）

第7条 乙は、無人航空機により第三者に対して損害を及ぼしたとき、又は共同対処に関する負傷、事故、その他損害等が発生した場合は、直ちに甲丙に報告し、自己の責任において適当な措置を行うこととする。

（秘密の保持）

第8条 乙は、本協定に関して知り得た甲丙の業務上の秘密及びデータを外部に漏らすてはならない。本協定が終了した後においても同様とする。

(有効期間及び更新)

第9条 本協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、本協定の締結の日から3年間とする。

2 有効期間が満了する1か月前までに、甲乙丙は協定の更新又は解除について協議するものとする。

(疑義の決定等)

第10条 本協定の内容について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、甲乙丙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、甲乙丙は、本書は3通作成し、それぞれ署名押印の上、その1通を各自保有する。

令和6年6月4日

(甲) 北海道名寄市大通南1丁目1番地

名寄市

名寄市長

加藤 剛



(乙) 北海道名寄市字徳田 231 番地 4

株式会社名寄自動車学園

代表取締役社長

和田 敏明



(丙) 北海道名寄市西2条北1丁目1番地

旭川方面名寄警察署

署長

米村 和伸

